



分野別目標③

地域で地球を考えるまちづくり

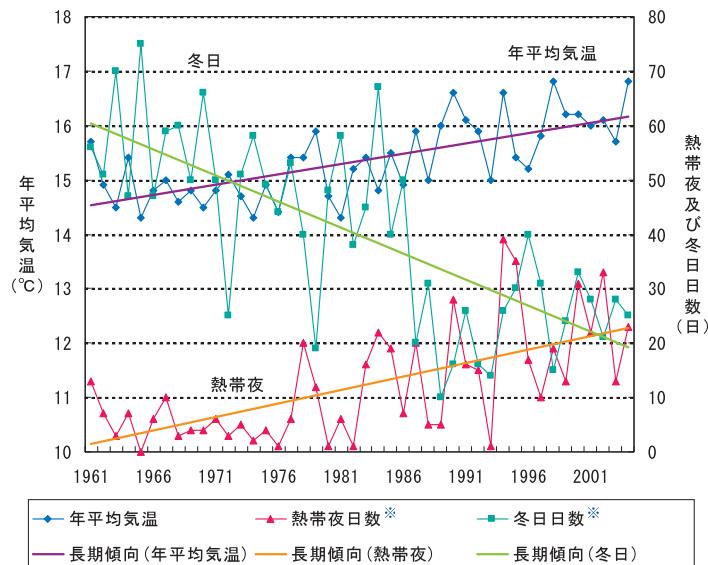
施策 3-1 地球温暖化を防ぐ

エネルギーや資源の消費などに伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガス※が増加することで、地球温暖化が進んでいます。平成17年2月には京都議定書※が発効し、日本も早急に対策を進める必要があります。二酸化炭素の排出量は、家庭や業務部門において増加を続けていることから、日常の生活や事業活動における対策が必要です。

地球温暖化を解決するために、私たちはこれまでのライフスタイルを見直し、環境配慮を継続的に行っていく必要があります。

市は、省エネルギーや代替エネルギー※設備の普及促進、環境への配慮の啓発などにより、省エネルギー・省資源を進めます。

名古屋地方気象台における気温の変化



資料：気象庁

●施策の進捗を見る指標と目標

指標名	現状値 (平成17年度)	中間目標 (平成25年度)	長期目標 (平成35年度)	指標の見方
地球環境に優しい生活を送っている市民割合 (%)	46.4 (平成16年度)	↗	↗	市民が地球に優しい生活を送っているかを見る指標です。 まちづくりアンケートの「環境に配慮した生活のためにどのようなことを行っていますか」という設問で、15項目のうち6項目以上「行っている」と回答した市民の割合です。
代替エネルギーの利用公共施設数 (箇所)	2	↗	↗	太陽光発電等の代替エネルギーを設置している公共施設の箇所数です。
公用車の低公害車普及率 (%)	26.8	70	100	市が保有する公用車について、低公害車の導入割合を見る指標です。

※温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

※京都議定書：1997年に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された議定書。締約国における2008～2012年にかけての温室効果ガス排出量の削減目標が定められたほか、吸収源の取り扱い、排出量取引などの基本的考え方方が決められている。

※代替エネルギー：資源枯渋問題や地球温暖化対策の観点から、石油エネルギーよりもっとクリーンな天然ガス、太陽光、風力などを利用したエネルギー。

※熱帯夜日数：日最低気温が25°C以上の日数。

※冬日日数：日最低気温が0°C未満の日数。



みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
省エネルギー・省資源	3-1-1 省エネルギー型製品の普及を促します。	環境	S3-1-1 電化製品の購入・買い替えの際には、省エネルギー型製品の購入に努めます。	J3-1-1 事業活動において、省エネルギーに努めます。
	3-1-2 温暖化対策や省エネルギー対策に関する情報提供・啓発に努めます。		S3-1-2 家庭での電気・ガス・灯油などの節約に努めます。	J3-1-2 電化製品の購入・買い替えの際には、省エネルギー型製品の購入に努めます。
	3-1-3 エコマーク※製品の購入などグリーン購入※を促進します。		S3-1-3 古紙の分別回収に努め、再生紙を使用した製品を購入します。 S3-1-4 使い捨てのコップや割り箸などを、できるだけ使用しないようにします。(S2-1-3) S3-1-5 エコマーク製品の購入などグリーン購入に努めます。	J3-1-3 省エネルギー型製品の販売促進に努めます。 J3-1-4 省エネルギー型の製品づくりや物流の効率化など省エネルギーに努めます。 J3-1-5 熱帯木材の使用を抑制します。 J3-1-6 間伐材の活用に努めます。 J3-1-7 エコマーク製品の購入などグリーン購入に努めます。
自動車による負荷の削減	3-1-4 公共交通網の充実に努めます。	企画	S3-1-6 公共交通機関が利用できる場合は、自家用車よりも公共交通機関を利用するよう努めます。	J3-1-8 車を使用する際は、エコドライブを心がけます。
	3-1-5 駅・駅周辺施設を充実させ、公共交通の利用を促進します。		S3-1-7 車を使用する際は、エコドライブを心がけます。	J3-1-9 車を利用するときは、相乗りに努めます。
	3-1-6 幹線道路交通の円滑化に努めます。	都計	S3-1-8 車を利用するときは相乗りに努め、近所への移動は徒歩や自転車を利用するよう努めます。	J3-1-10 配送の合理化を図るなど、効率的な物流システムの整備に取り組みます。
	3-1-7 エコドライブ※の普及啓発に努めます。	環境	S3-1-9 ノーカーデー運動を事業者、市と協力して進めます。	J3-1-11 ノーカーデー運動を市民、市と協力して進めます。
	3-1-8 ノーカーデー※運動を市民、事業者と協力して進めます。	人事環境	S3-1-10 車の購入や買い替えの際には、低公害車の購入に努めます。	J3-1-12 車の購入や買い替えの際には、低公害車の購入に努めます。
	3-1-9 公用車の購入や買い替えの際には、低公害車の導入に努めます。	各課		

市の関連課の略号

人事：人事課
企画：企画課
生活：生活課

環境：環境課
都計：都市計画課
各課：関連各課

*エコマーク：再生品等、環境を汚さない、環境を改善できる商品につけられるマーク。
 *グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。
 *エコドライブ：車の排出ガスを少なくするために、無用なアイドリングをしない、急発進・急加速をしない、無駄な荷物を積まないことなどに気を付けて運転すること。
 *ノーカーデー：都心の交通渋滞や大気汚染を緩和するために、自動車の使用を自粛するよう呼びかける日。



みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
代替エネルギー	3-1-10 太陽光発電等の代替エネルギー設備の導入に努めます。	各課 環境	S3-1-11 太陽光発電など、自然エネルギーを暮らしに活用します。	J3-1-13 代替エネルギーを積極的に活用します。
	3-1-11 代替エネルギー導入を促進するため市民、事業者への情報提供・啓発に努めます。			
その他	3-1-12 CO ₂ の吸収源として、緑地の適切な保全に努めます。	産業 都計	S3-1-12 水田など農地や山林の保全に協力します。 S3-1-13 蓄電池の中での省資源・省エネルギー（地球にやさしいエコライフ）に努めます。	J3-1-14 農林業においては、農地や山林の多面的機能を認識し、保全に努めます。 J3-1-15 ISO14001 認証取得など、環境マネジメントシステムの構築に努めます。
	3-1-13 家庭版環境 ISO の普及に努め、市民の自主的な環境保全活動を促進します。(2-1-8)	環境	S3-1-14 家庭版環境 ISO の取り組みに努めます。 S3-1-15 地球環境問題に関心を持ち、家庭での温暖化対策、省エネルギーなどに努めます。	J3-1-16 地球環境問題に関心を持ち、事業活動における温暖化対策、省エネルギーなどに努めます。
	3-1-14 環境マネジメントシステム [*] に基づき、全庁的な環境配慮を推進します。	環境		J3-1-17 製造段階から販売、廃棄までを考慮して、環境への負荷が少ない製品を開発します。 J3-1-18 消費者とのコミュニケーションを大切にし、消費者が環境配慮型製品を購入しやすくなるように、製品の区別化や価格への配慮に努めます。

市の関連課の略号

産業：産業課
環境：環境課

都計：都市計画課
各課：関連各課

^{*}環境マネジメントシステム：環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組み。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が定めた国際規格 ISO14001 がある。

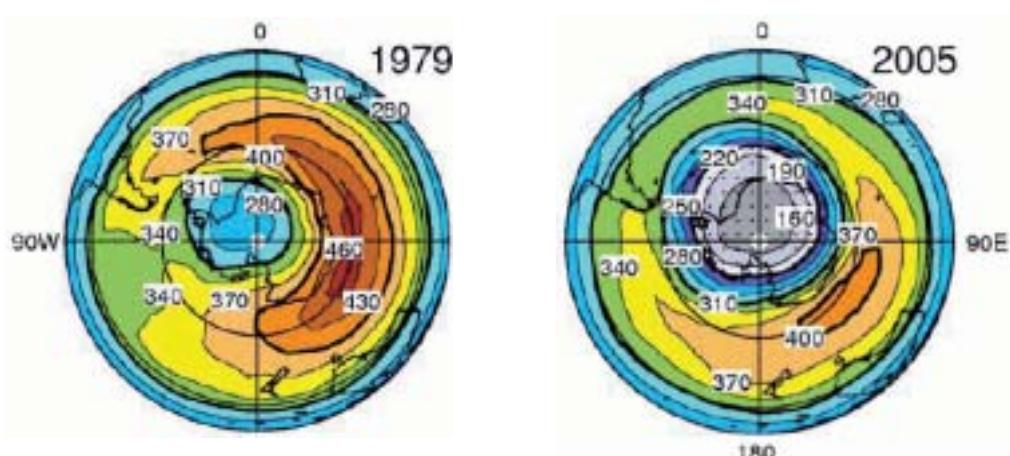


施策 3-2 地球規模の問題に取り組む

地球温暖化以外にも、酸性雨、オゾン層の破壊、水循環※の問題など、広い範囲に影響が及ぶ環境問題があります。

これらの問題は、地球温暖化と同じく、私たちの日常の活動が主な原因となっており、それを意識した行動が求められます。

市は、これらの問題に関する情報の提供や啓発などにより、地球規模の問題に取り組みます。



注) 等値線間隔は 30 m atm- cm。なお、点域は 220 m atm- cm 以下の領域を示す。

m atm-cm：オゾン全量を表す単位。オゾン全量とは、大気の鉛直気柱に含まれるオゾン量をいい、300m atm-cm は、この気柱の中の全てのオゾンを 0°C 1 気圧に圧縮したとき、3mm の厚さに相当する。数値が大きいほどオゾン全量が多い。

資料：気象庁

●施策の進捗を見る指標と目標

指標名	現状値 (平成 17 年度)	中間目標 (平成 25 年度)	長期目標 (平成 35 年度)	指標の見方
地球環境に優しい生活を送っている市民割合 (%) (再掲)	46.4 (平成 16 年度)	↗	↗	市民が地球に優しい生活を送っているかを見る指標です。 まちづくりアンケートの「環境に配慮した生活のためにどのようなことを行っていますか」という設問で、15 項目のうち 6 項目以上「行っている」と回答した市民の割合です。

※水循環：自然の地表面や緑地が減少したり、地下水を大量に採取したりすると、水の循環の仕方や水の存在状態が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じる。



みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
水循環	3-2-1 雨水利用や節水など水の有効利用を普及啓発します。	下水上水	S3-2-1 炊事・洗濯・風呂などの水の利用では、節水を心がけます。	J3-2-1 水資源を有効に活用します。
	3-2-2 雨水を地下浸透させる透水性舗装※の整備を促進します。	土木都計	S3-2-2 雨水浸透ますや駐車場の透水性舗装の導入に努めます。	J3-2-2 雨水浸透ますや透水性舗装の導入に努めます。
	3-2-3 下水道接続により不用となった浄化槽を雨水貯留槽に転用する費用の補助制度を検討します。	下水		
オゾン層保護	3-2-4 オゾン層の保護等、地球規模の環境問題に対する意識啓発を推進します。	環境	S3-2-3 製品の使用後は、家電リサイクル法※、自動車リサイクル法※に従い、適正な処理ルートで処理を行います。 S3-2-4 フロン回収へ協力し、フロン使用製品の使用を自粛します。	J3-2-3 製品の使用後は、フロン回収破壊法※に従い、適正な処理ルートで処理を行います。 J3-2-4 ノンフロン製品を製造し、販売・普及します。
その他	3-2-5 地球環境の保全や国際協力に関する情報提供・啓発に努めます。 3-2-6 家庭版環境 ISO の普及に努め、市民の自主的な環境保全活動を促進します。(2-1-8、3-1-13)	環境	S3-2-5 家庭版環境 ISO の取り組みに努めます。 (S3-1-14)	J3-2-5 ISO14001 認証取得など、環境マネジメントシステムの構築に努めます。(J3-1-15)

市の関連課の略号

環境：環境課
土木：土木課
都計：都市計画課

下水：下水道課
上水：上水道課

※透水性舗装：道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙（かんげき）が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法のこと。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全や都市型洪水の防止効果がある。

※家電リサイクル法：正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

※自動車リサイクル法：正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。

※フロン回収破壊法：正式名称は「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」。オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。